



定例記者会見資料	
平成28年11月10日	
担当課 (担当者)	経済・雇用戦略課 (中島辰哉)
電話 (内線)	0857-20-3249 (市役所内線 2511)

## 鳥取市中小企業・小規模企業振興条例の制定に向けて 市民政策コメントを実施します！

現在、本市が定めている「鳥取市中小企業振興条例」は制定から40年近くが経過し、この間に経済状況や社会情勢が様変わりしています。

高齢化や人口減少という新たな地域課題を抱える中で、中小企業振興を巡る法改正や全国自治体の動向等を踏まえ、中小企業・小規模企業支援の基本方針や市の役割等について明確にし、その振興に向けた取組を総合的に進めるため、新たな条例を制定します。

### 記

#### 1. 条例はなぜ必要なのか

中小企業・小規模企業が市内の事業所のほとんどを占める状況にある中で、地域社会の担い手としても大きな役割を担っている現状について、広く市民の皆さんに理解していただき、地域の発展のために中小企業・小規模企業の振興に向けた取組を総合的に推進していくことを条例として定めることが必要と考えました。

#### 2. 条例の位置づけ・基本的な考え方

この条例は、中小企業・小規模企業の振興を目的に、その達成に向けて全市一体となって取り組んでいくための基本理念、市が展開していく施策の基本方針、市や中小企業・小規模企業、市民などの責任・役割などの基本的な考え方を簡潔・明確に定めることを意図した「理念条例」として位置づけ定めようとするものです。

条例は、新しい考え方や将来にわたって重要と思われる考え方を盛り込みながら、既存の制度等とも整合し、より効果を上げる中小企業・小規模企業振興策につながっていく指針とします。

#### 3. 条例の主な特徴

##### ①小規模企業への配慮（第4条第4項）

特に経営資源の確保が困難な小規模企業について、施策の推進において特に配慮する市の責務を定めました。

##### ②ワーク・ライフ・バランスの取組（第5条第4項）

中小企業・小規模企業の努力として、ワーク・ライフ・バランスを図ることができるように、職場環境の整備に向けて努めていただくことを定めました。

##### ③教育機関における職業観・勤労観の醸成（第9条第1項）

教育活動を通じて勤労観・職業観の醸成を図ることで、地域の次世代を担う人材の育成及び定着に協力する教育機関の役割を定めました。

##### ④事業における高付加価値化の推進（第11条第1項第3号）

企業の競争力を高めていく上の重要なテーマとして事業の付加価値を高めていくことを施策の基本方針として定めました。

##### ⑤企業誘致の推進（第11条第1項第8号）

技術提携の促進など地元企業にとっても相乗効果のある事業活動の振興につながることを念頭に、企業誘致を進めることを施策の基本方針として定めました。

#### 4. 条例素案作成までの経過

市内の中小企業・小規模企業支援団体である鳥取商工会議所、商工会（鳥取県東部産業支援センター）、鳥取県中小企業団体中央会の実務担当者と本市の経済観光部職員で条例制定に向けたプロジェクトチームを組織し、平成28年6月から条例制定に向けての課題整理や他の自治体の例を参考に条例の骨子を検討し、検討委員会に諮り条例素案を作成しました。

時 期	内 容
平成28年6月6日	第1回プロジェクトチーム会議 ○条例の改正に向けた取組を確認 ○プロジェクトチームの役割を確認
8月25日	第2回プロジェクトチーム会議 ○条例素案の検討
9月29日	第3回プロジェクトチーム会議 ○条例素案の最終確認

#### 5. 条例制定までのスケジュール

時 期	内 容
10月14日	第1回条例検討委員会 ○条例素案を基に条例案を検討
11月	市民政策コメントの実施（11月14日から12月13日） 鳥取市地方創生・地域経済対策協議会 企業経営者等を対象とした意見収集
12月	第2回条例検討委員会 ○市民政策コメント結果等を踏まえて条例案を検討
平成29年1月	第3回条例検討委員会 ○条例案の決定
2月	市議会に条例案の提出
4月	条例施行

※ 条例検討委員会の構成メンバー

鳥取商工会議所、鳥取県商工会連合会、鳥取県中小企業団体中央会、商店街、流通・卸業、工業、建設業、青年団体、女性団体、金融関係、大学、市

#### 6. 市民政策コメントの実施

(1) 意見募集期間

平成28年11月14日（月）から12月13日（火）

(2) 提出先・問い合わせ先

経済観光部 経済・雇用戦略課 地域経済係

電話番号：0857-20-3249 ファックス番号：0857-20-3046